

滋賀県下水道審議会委員の募集

滋賀県では、滋賀県下水道審議会委員を次のとおり募集します。

◆ 応募の資格は・・・

県内に居住、通学または通勤する方で、満18歳以上（令和7年10月1日時点）の方です。（国・地方公共団体の議員や常勤の公務員の方、滋賀県の他の審議会等の附属機関の委員を委嘱されている方は、除きます。）

◆ 募集の人数は・・・1人です。

◆ 委員の仕事は・・・

下水道事業その他汚水処理に係る事業の推進について、調査審議していただきます。

◎会議への出席に当たっては、報酬および交通費をお支払いします。

◆ 委員の任期は・・・令和7年10月から2年間です。

◆ 応募の方法は・・・

「滋賀県下水道審議会委員応募書」を作成の上、河川や琵琶湖の水質保全における下水道の役割や処理水・下水熱・下水汚泥等の有効利用、今後下水道に求められる役割や課題などについて、意見や提案を1,000字程度にまとめた「意見書」を添えて、応募（郵送、メール、持参）してください。

◎ 「意見書」の様式は、特に定めておりませんので、原稿用紙や便せんなどを利用してください。

◎ 委員は、応募された方の中から、意見書の内容等を総合的に考慮して選考会議で決定します。

◎ 提出いただいた応募書と意見書は返却いたしませんので、ご了承ください。

◆ 締め切りは・・・令和7年5月16日（金）【必着】です。

◆ 応募（お問い合わせ）先は・・・

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県琵琶湖環境部下水道課 E-mail: dd00@pref.shiga.lg.jp

電話 077-528-4213、FAX 077-528-4908